

令和5年度 東京都税制調査会  
第4回小委員会

令和5年9月28日（木）13：30～15：30  
都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

【松崎税制調査課長】 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまから令和5年度第4回小委員会を開催させていただきます。本日の小委員会は、既にお送りしております報告の素案を御参照いただきながら御検討いただければと存じます。

なお、石井委員、土居委員、沼尾委員、野口委員は所用のため、本日は欠席されております。

それでは、今後の進行につきましては、諸富小委員長にお願いいたします。

【諸富小委員長】 皆様、こんにちは。以下、私のほうで進めさせていただきます。

議題の検討に先立ちまして、本日は「令和5年度東京都税制調査会報告（素案）」について検討するため、例年どおり東京都税制調査会運営要領第2の4に基づいて非公開としています。本日は事前にお送りした素案について意見をいただきたいと思っております。

まず事務局から報告（素案）について、事前説明から修正した箇所について説明をお願いいたします。

【松崎税制調査課長】 それでは、報告（素案）につきまして、各委員への事前説明の後に修正を行った箇所について御説明いたします。

まず2ページになります。

高齢者人口につきまして、これまで概数で掲載しておりましたが、厚生労働省のほうで確定数が公表されたため、数値のほうを更新しております。

続いて、24ページ、ふるさと納税の1つ目のサマリーでございます。

本文にありますとおり、それぞれの記述につきましては、各委員から出された意見を並べたものでございますので、その趣旨を明確にするため、「として、以下のような意見が出された」と記載してございます。

次に、26ページ、最後のポツとなりますけれども、ふるさと納税の結びの箇所ですが、今後も本調査会として検討を進めていく必要があるとの文言を追記しております。

次に、40ページ、環境関連税制のところでございますけれども、本文の1つ目になりますが、国の脱炭素化の目標の記載を追記してございます。

次に、41ページ、1つ目となりますけれども、省エネ基準の義務化の対象の記載につきまして、新築住宅のみこれまで記載しておりましたが、新築の小規模建築物も対象となりますので「新築住宅及び新築小規模建築物」に修正してございます。

続いて、42ページに移ります。

本文、下から2つ目のポツとなりますけれども、各種控除の前に「課税標準の特例措置等の」を補記しております。

続いて、44ページ、住宅への税制措置の上段の1つ目のサマリーと同ページの本文の2つ目のポツとなりますけれども、「既存住宅の更新」としておりましたが、今回、リフォームが主眼となっておりますので「既存住宅の更新」から「既存住宅の改修」へと修正してございます。

次に、47ページ「宿泊税」に移ります。

「宿泊税」の本文3つ目のボツでございますけれども、宿泊税条例に規定されている文言に合わせまして、国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光振興を図るとしてございます。

次に、52ページ「今後の宿泊税の在り方」の3つ目のボツとなりますけれども、税率につきまして、定率と定額のそれぞれのメリット等を記載しておりますが、一部表現を変更しております。

続いて、53ページの税率の2つ目のボツのところもサマリーと同様に変更してございます。

次に、63ページ「子供を産み育てやすい社会に資する税制の在り方」、こちらのサマリー4つ目となりますけれども、現行の社会保険には公平の観点から問題としておりましたが、本文の内容に合わせまして「社会保険」の部分「社会保険料」に修正しております。

続いて、68ページ、「女性が活躍しやすい社会と税制の在り方」のサマリーと本文になりますけれども、「片働き世帯」という表現を使用しておりましたが、一般的に使用されます「男性稼ぎ手型世帯」に修正しております。

同様に72ページ「(3)女性が活躍しやすい社会に資する税制の在り方」、1つ目のサマリーも同様に修正しております。

また、同ページの2つ目のサマリーなのですが、勤労促進型給付付き税額控除につきまして、「ただし多くの課題」との表記を追加しております。これについては「子供を産み育てやすい社会と税制の在り方」の項での給付付き税額控除に係る記述に表現を合わせたものとなっております。

駆け足でしたが、事務局からは以上でございます。

**【諸富小委員長】** ありがとうございます。

今、お気づきのように、事務局からの説明につきましては基本的に事前説明で本文の中身については説明させていただいておりますので繰り返さず、あくまでも先ほど説明しましたように事前説明から修正した箇所についての説明とさせていただいております。その点、御容赦ください。

それでは、区切りながら議論していきたいと思っております。まず「I 税制改革の視点」について御意見あるいは御発声をお願いしたいと思います。オンラインで御出席の方は挙手ないしは手挙げ機能を使ってお知らせいただければと思います。

また、事前説明の際にも各委員より御意見をいただいているかと思っておりますが、修正に反映させる上で、やはり議事録に残していく必要もございまして、繰り返して申し訳ございませんが、ここのこの部分を直してほしいという点がございまして場合には特にこの委員会の中で改めて御発言をいただきたいというように思います。

それでは、どうぞよろしくお願いたします。

佐藤委員、どうぞ。

**【佐藤委員】** 別に視点として全体で大きな変更を求めるわけではないのですが、例えば3で各項目ごとに地方税としての役割は何なのだというのを追記していいのかなと思っています。例えば5は典型例で、所得格差に応じた税制は一般論としては分かりますが、これは国税の話ですよね。地方税は何をやるのかとか、逆にグリーン化のところは都の動きを書いておりますが、その後、出てくる不動産取得税で固定資産税の見直しもそうですが、グリーン化の辺りは地方税と連続してあるので関連というのはクリアなのですが、所得格差の話や財政の持続可能性のところなど、一般論としては書いているのですが、地方税はこの中で一体何をやるのかということについてはもう少し明記があつていいのではないかな、追記があつていいのではないかなと思っています。例えば実際に後で関連してくるのは、所得格差に応じた税制というところで金融所得課税の話が出てくるので、例えば今、基本、配当や金融、利子所得、利子割は5%ですが、この辺りをどう見直すかという視点はあるのかですとか、後の金融所得課税のところですかね。

また、財政の持続可能性については、一応一定の公平感云々かんぬんと書いていますが、例えばふるさと納税との関係から言えば、やはり税の使途というのはどういうものなのかということや、それを丁寧に説明するであるとか、あるいは住民に対する超過課税を法人課税でやっていますが、個人住民税でやらないので、例えば時としては収益との連動性を確保するためには、個人住民税についても超過課税というのは視点としてあっていいのではないかとか、その辺りは記載があつていいのではないですかね。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

ここのところはかなり大きな大方針と背景、税制改革に関する時代認識を書くところで、必ずしも地方税と1対1対応しておらず、そのバックグラウンドになることの説明、記述ということの意味も含まれていますので、必ずしも細かい点で地方税に言及しなくてもいいという理解はあり得ると思うのですが、とはいえ、各項目についてそれぞれ地方税との対応関係に関する記述はあつたほうがいいのではないかと、という佐藤委員の御指摘ではあります。まとめて後でもし事務局に御回答いただける部分があれば回答していただきたいと思います。

では、高端委員、挙げていただいているとのことで、よろしくお願ひします。

【高端委員】 ありがとうございます。

幾つかページの順番で申し上げていきたいのですが、まず1つ目が、ページ番号で言うと2ページのところで、これはニュアンスの話で、そんな大きな話ではないのですが、2ページの下から2ポツ目のところで「そのためには、少子化対策を大きく前進させることにより『少子化・人口減少』の流れを変えとともに、女性、高齢者などを含め、全ての人が希望どおりに働ける社会をつくることが重要である」という、この3行なのですが、これはそのとおりとえばそのとおりののですが、読み方によってはと言いますか、少なくとも私はこの文章から受ける印象というのは、「女性、高齢者などを含め」というところの表現の問題ですが、あたかも女性や高齢者などを通常は含めないかのようなニュアンスを持っているのではないかと。具体的に言うと、ここがもし「性別、年齢等の属性によらず全ての人が」のような、例えばそういう表現であればとてもニュートラルな響きがありますが、女性や高齢者などを含める、とここでわざわざ書くことが、この表現だと通常は含めない、含めずに考えているかのようなニュアンスを持ちかねないかなと思いましたが、ここは表現を変えたらいいのかなと思いましたが。これが1つ目です。

2つ目に移ります。これはフォーマットの話で申し訳ないのですが、5ページのところの本文がほかのページと比べて行間が狭くなっていると思います、というのが2つ目です。

次が、6ページのところで、ほぼ同じくだりが偏在是正措置のところにもあるのですが、6ページの本文の1ポツ目です。国税と地方税の配分割合と歳出の配分割合が6・4、4・6で、国と地方の比率が逆転しているという話があるのですが、これは何が言いたいのかということなのですよね。私にはよく分からなくて、もちろん、皆様も御承知のとおり、5・5にすればいいという話でもないし、あるいは歳出の配分割合が国と地方で4・6だったら国税と地方税の租税収入の配分割合も歳出と同じように4・6にすべきだという単純な話でも当然ないし、例えば歳出の配分割合に国税、地方税の配分割合を近づけていくべきだということも、そんなに簡単に言えないことではないですかね。

つまり、地方の税源を拡充するというときに、基本的にはどの税目でやっても水平的な地域間の税収の格差というのは広がるわけで、そうすると、それだけ財政調整制度に負荷がかかるということは財政調整制度の財源としての国税収入というものも必要になるわけなので、ということも考えると、結局、この3行で何が言いたいのかというのが私にはよく分かりませんということは指摘しておきます。

最後です。8ページ、2行だけなのですが、ここで言っている「支援が必要な世帯をより適切に把握するための指標」というのはどういう意味なのかと思います。このポツで何を言っているかという、

給付面でのいろいろな取組が必要で、それに必要になる歳出の確保と併せて税制は歳出の確保のみならず所得再分配機能を適切に発揮することが求められます。そのためにも、支援が必要な世帯をより適切に把握する。これは意味が分からなかったなので、どういう意味なのか確認させていただければということです。

以上です。

**【諸富小委員長】** ありがとうございます。

ほかにはございますでしょうか。

阿部委員、どうぞよろしくお願いします。

**【阿部委員】** 阿部と申します。よろしくお願ひいたします。

以前にふるさと納税のところで発言させていただいた内容で、素案の24ページにありますとおり、ふるさと納税にかかる返礼品につきましては、所得税法78条2項1号に規定する「特別の利益」に当たることから、寄附金控除の対象となる寄附金額から当該返礼品に相当する金額を除くべきであるという点について発言させていただきました。その点の補足といたしまして、課税実務では当該返礼品は特別な利益に当たるとして、これを一時所得として課税対象とする旨の方針が示されております。ただし、所得税法上、一時所得については50万円の特別控除が適用され、その2分の1のみが課税対象とされています。一方で、寄附金控除の観点からは、返礼品相当額を含めた総額が寄附金控除の対象とされております。このことから、都税調の素案にありますとおり、返礼品の額を差し引いた差額分についてのみ寄附金控除の対象とする仕組みの方が公平な税負担の考え方に即しているように思われますので、この点について補足させていただきました。

もう一点でございますが、38ページの空き家の対応策につきまして、ちょうど2つ目のポツのところでありますが、空き家となった被相続人の家屋または敷地を相続人が譲渡する場合は、その相続人は3,000万円の特別控除が適用されるという取扱いが租税特別措置法35条4項3号に規定されております。ただし、この特別措置を適用するにあたっては、対象となる居住用財産が相続開始の直前において「当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと」という要件を満たす必要があります。

この点で、素案にもございますが、介護には様々なパターンがあるように考えられます。もともと生活の拠点ないし本拠が別にある者が被相続人の介護を余儀なくされ、かつ、その者が一時的に被相続人の家屋に居住している場合もあると考えられます。こうした被相続人の介護者が相続人となった場合には、課税実務上、特別措置法上の「居住をしていた者がいなかったこと」という要件を緩和して、今後、3,000万円の特別控除の適用対象に含めることができるような方向で検討が必要ではないかと考えます。

以上でございます。

**【諸富小委員長】** ありがとうございます。

一通りこのパートに関する委員の御意見を集めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

**【佐藤委員】** すみません、追加なのですが、後で税制のデジタル化、先ほど高端委員からあった8ページの指標にも関わるかもしれないのですが、再分配を行う、格差是正を行うにおいても、やはりデジタルDX化とか税務情報の利用とか、そういうのが多分議論になっていたと思うので、ここに書いてあるのはあくまで一般論になってしまっているのので、この後の議論を続けるのにデジタルDXを再分配にも適用するかどうか、活用するとか、何かそういった記述、記載があっているのかなという気はしたのですが、DXの話が出てこなかったものですから。

**【諸富小委員長】** この目次、今、目次が表示されていますが、55ページ以降に「税務行政のDX推進」という形で割と税務行政の改革の中にDXは位置づけられているのですが、もう少し佐藤委員がおっしゃったように政策の課税目的との関係で政策推進の際にDXをどういように入れていくことで実現してい

くかという視点が本当は入っていてもいいはずなのですが、そこはどうするかですね。そうすると、本当はもう少し「税制改革の視点」の中にDXの記述はありましたかね。税制とDXというのが一つ柱として本当は立っていてもいいかもしなかったのですが、割と今、佐藤委員の御発言をお聞きして、少し狭く捉えたかなという気もしないではないですね。そうすると、もし税制、税務行政のDX化が基本となり、全ての出発点なのですが、それが可能になった暁には、これを格差是正のために使っていくことも可能になっていくわけで、あるいはその後、いろいろな展開がありますね。ありがとうございます。

ほかには大体よろしいでしょうかね。では、今のパートについて、もし事務局から回答すべき点がございましたらお願いいたします。

【松崎税制調査課長】 「I 税制改革の視点」の中につきまして、いわゆる地方自治といいますか東京都の状況というところで、グリーン化のところについては11ページに「(都の動き)」ということで括弧書きを入れているところがございます。この前半の視点につきましては、これまでの答申あるいは報告の継続性の観点から、基本的に記述というのはベーシックなものとして変えずに来ているところで、データのところについては更新しているところもあります。

その一方で、分野として国あるいは地方、東京都と大きい3分野で記述できるところはしております、例えば2ページのところなのですが、括弧書きで抜き出してはいないのですが、2ページの上の1ポツ目、「都においては」ということで都の状況を書き込んでいたりなど、そういう意味で国の状況、地方であったり都であったり、それぞれのパーツで入れられるところについては入れていまして、例えば3ページに分権改革の推進でいくと、下2つ、3つ目ぐらいから地方自治体の役割の話なども書いていまして、明確に東京都として動いている部分について書ける部分については書いているのですが、むしろグリーン化のほうが後から入れている部分で、より具体的な都の動きという括弧書きで入れておるのですが、前半はそういう意味で基本的視点というところで、地方というか東京都のみならず広い視点での記述ぶりになっているところを継続して書いているところがございます。

先ほどの8ページの「支援が必要な世帯をより適切に把握するための指標」についてなのですが、これを入れた経緯ですが、恐らく令和3年か何かにここを変えたと思っていまして、今、すぐ出てこなくて、何かのタイミングでここを変更しているのかなというように思っています。

【諸富小委員長】 会長、どうぞ。

【池上会長】 8ページについて言われた「支援が必要な世帯をより適切に把握するための指標」というのは、皆さん御存じのとおり、日本で低所得世帯向けの措置をするときに住民税非課税を指標にするケースが非常に多いということについてです。最近も岸田内閣がそういう措置をまた導入するのではないかという話も出ているようですが、では、それがいいのかどうかという意見が出され、もっと何か改善された指標があるのではないかという問題提起はあったと思います。そのことをここに触れています。

では、どうすればいいのかといえ、先ほど佐藤委員が言われたとおり、DXによりもっといい指標を開発できるのではないかという話がありますので、その決定版がまだ出ているわけではないのですが、そういう意味でこの記述がなされています。少し分かりにくいかもしれないので、この書き方でいいかどうかは考えさせていただきますが、趣旨はそういう意味です。

【佐藤委員】 それでしたら、非課税世帯の中でも所得を正しく捕捉するとか、もう少し一般論で所得の適正な捕捉のほうが具体的な気がしたのです。というのは、理論的には自治体は給与支払報告書等を全部受け取っているのに、非課税世帯であっても雑であっても所得は分かっているはずなのです。保険料の減免は意外と非課税世帯の下でやっていたりすることがあるので。ただ、おそらくそれに自信がないから非課税世帯を一くくりしている面もあるのかもしれないのです。なので、理論的には多分非課税世

帯の中でも所得は分かっているというのが建前のはずです。報告書が来ているわけだから。なので、自営業者で確定申告してない人はいるかもしれないですが、もちろん低所得者とかもう少し踏み込んで表現でもいいのではないかと考えているのです。

【池上会長】 恐らく今年はそういう議論があったのかな。過去の議事録も参照しながら、それから、今いただいた御発言も踏まえて、表現について検討させていただきます。

【諸富小委員長】 現状で、これは実際どこまで課税最低限以下の所得というのは正確に捕捉できるものなのでしょうか。

【高端委員】 すみません、いずれにしても、これは恐らく佐藤委員もおっしゃったように、あるいは池上先生もおっしゃったように、もう少し具体的に書けばいいよねということだと思うのですが、そもそも「そのためにも」というつなぎ言葉で支援が必要な世帯をより適切に把握するための指標について何なりとなっているので、何かそこまでの最初の4行を丸々、こういうことをしていくためにも支援が必要な世帯をより適切に把握するための指標の改善が必要だという意味が分からない文章になっているので、基本的にはもう切り離して、先ほど池上会長がおっしゃったような問題意識を表現したいのであれば具体的に表現すればいいのかなというように思いました。

【諸富小委員長】 金井委員、どうぞ。

【金井委員】 今の点なのですが、考え方の問題として、前半の部分と後半の部分、分けたほうがいいと思うのです。支援が必要な人を住民税非課税として把握するという方法か、あるいはそれに代わる方法を選ぶという、そちらをターゲットにする把握の方法と、もう一つは一律給付した上で所得の多い人に確定申告の段階で所得を把握してあなたはお金が余り過ぎていますよねという把握する方法と両方あるのではないかと思います。要するにミーンズテストの発想、あるいは所得制限での発想で、所得の低い階層だけ把握するという発想自体が、ややニュートラルではないのではないかなという気がしますので、果たしてこういう表現がいいのかなと思います。特別定額給付金のときも一律給付した上で、あれは所得に入れてしまっただけで確定申告で取り戻せばよかったのではないかなという議論もありました。所得階層の低い方を把握するよりも高い方を把握したほうがいいのではないかなという気もするのです。この表現は、やや旧来型のミーンズテスト的な思考に呪縛されているかなという印象を持って、もう少しニュートラルなほうがいいのではないかなというのが私の印象です。

取りあえず以上です。

【諸富小委員長】 分かりました。どうでしょうか。

【池上会長】 今、御発言いただいたのは、要するに普遍的に給付した上で課税所得に入れてしまうという、そういうやり方が一つあり得るという。これはほかの国ではよくやっているやり方でもありますので、そういう選択肢もあり得る。ここは原則論を語っているところなので、具体的にこの手当についてどうすべきだという話ではありませんが、そういう考え方も所得格差に対応した税制としてはあり得る話ですから、そういう選択肢もあり得るということを書くということはあると思います。その点も含めて検討させていただきます。ありがとうございます。

【金井委員】 よろしくお願ひします。具体的制度を書くこととは限らないのですが、視点として要するに、所得階層の低い方だけを把握するミーンズテストに偏っているのかということなので、御配慮いただいてありがとうございます。

【池上会長】 ありがとうございます。分かりました。

【諸富小委員長】 大体意見は出尽くしたでしょうか。よろしいでしょうか。もしよろしければ、最初のIの節についての議論については一旦終了としまして、もし後からやはりこの点について意見が追加

であるという場合はおっしゃってください。

【高端委員】 すみません、私が申し上げた6ページのところはどうでしょうか。

【諸富小委員長】 この点はどうでしょうか。6ページのところですね。

【池上会長】 これは高端先生もよく御存じのとおり、先ほど説明されたとおり、4対6になっているのだから4対6にしろと言うと地方交付税はどこに行ったのだという話になってしまう、というのはよく皆さんが御存じのとおりですので、別にそういうことを言おうとしているわけではないし、そう書いてあるわけでもない。

その2行下にどう書いてあるかという、国と地方の税財源を役割分担に見合った形に見直す、ということですが、ここで言っている税財源の中に地方交付税も含めて考えているのだろうというように私は思っているのですが、そういうことが分かるような表現にしたほうがいいのか、それとも、この3行の上の段落そのものを取っ払って、なくしても話がつながらないわけではないので、どちらがいいのかということを考えたいと思います。だから、交付税のことに触れていくということもあり得ると思いますので、その点の表現は考えさせていただきます。認識として、もちろん4対6にしろと言っているわけではありません。それは御存じのとおりです。

【筒井税制調査担当部長】 事務局からも一言です。

先ほどの4対6と6対4の話について、それを変えていったらまた地域間の税収の帰属が動いて、地方交付税の役割が大事になるというのはそのとおりだと思っています。ここは、その手前の段階で、分権に伴って地方が自主的に行財政運営を行っていくという観点に立てば、役割に応じてもう少し地方税の割合が高くていいのではないかという、具体的なところの前の源流の段階の考え方を言っているつもりで、これまでも置かれているものだと理解しています。

【高端委員】 すみません、そういう趣旨だとしても、やはり今、池上会長がおっしゃったように検討していただいたほうがいいと思うし、最低限、この3行の表現が結局最後のところ、何が言いたいかというと、この言葉の表現が、歳入と歳出における国と地方の比率が逆転しているということを言いたい3行になってしまっているのですよね。我々はどうか、いろいろ分かっている人はいいかもしれませんが、これは一般の方が例えば読んだときに国と地方の比率が逆転しているところに書かれると、それが問題なのだというように当然に読むので、そういう伝わり方でいいのかというところの問題がなお残っているかなと思うので御検討いただければいいのかなと思いました。

【諸富小委員長】 では、これは引き取らせていただいて、事務局及び我々のほうで検討して、次回の会議で案文をお示ししたいと思います。高端委員の今の御指摘はよく分かりました。ありがとうございます。

大体御指摘事項について答えるべき点、答えましたかね。もし、まだ十分議論できてない点があれば御指摘ください。時間の関係上、次へ進ませていただければと思います。

2番目の節ですね。「税制改革の方向性」の「1 個人所得課税」について御意見のある委員はいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

関口委員、どうぞ。

【関口委員】 すみません、今回、小委員会、一度も出ていなくて、ここで発言する感じなので、もしかしたらもう議論が済んでいるのかもしれないのですが、17ページ目の「金融所得課税の在り方」のところ、まとめの箇所2ポツ目で、当面は分離課税が適当というように書いて、そこはもし合意されているのであれば、その後少なくともただし、その税率についてはという、ただしというのを入れていただいて、ただし、その税率については諸外国の段階的課税等の税率算定方式も参考にして引き上げることを

検討すべきとか、何かそのぐらいのニュアンスにするほうが本文の書きぶりにも近いのではないかと思うので、なかなか変えづらい場合には少なくともただしというのをに入れていただいて、諸外国の段階的課税等の税率決定方式も参考にして引上げを検討すべきという、そのぐらいのことにできないかという感じです。

個人的には、本当に本文に書いてある17ページ目の金融所得に係る課税方式については、所得再分配の観点からはほかの所得と合算する総合課税が望ましい。しかし、当面は分離課税の方向が適当と考えられるという流れだと理解しているので、初めのほうに当面分離課税が適当というように書くと少し違和感があるなと思いました。

18ページ目はそれに関連してですが、税率の議論をしているところをどこから考えるかというのは私もどちらがいいというのは今のところないのですが、上から2行目の次ぐらいから一応税率系の話もしているような気もするので、どういように分けてここは下に税率を持ってきたのかという辺りはお聞かせ願いたいなと思います。

次が19ページ目のところで、一番最後ともう一つの辺りで社会保険料の話をしていて、今回、社会保険料に関して後ろのほうでも少し最後に出てきていると思うので、ここに書いてある社会保険料の話と最後のほうに子供・子育て支援のところで出てきている社会保険料の話という2か所に出てきているのですが、議論の中でこのように社会保険料が登場してきたというのであればこうなのかもしれないのですが、後ろのほうの社会保険料が公平な制度になっていないという観点でもし議論するとすれば、この辺りに書いてある記述は関係しているのかなという気はしました。

あまり多いとあれなので最後ですが、税務行政のDX系のことで、先ほどいろいろ所得格差のところで低所得層の所得捕捉を重視しているのか、それともそうでないのかというのもあったと思うのですが、私は全体だと思っているので、その観点からDXのところというのはもう少し前とのつながりを意識して、全体の所得捕捉とか資産の捕捉とか、そういったものに生かし得るような感じでちりばめられるといいのではないかなと思います。

それはちょっとしつこくて申し訳ないのですが、所得課税の当面分離課税というように当面と判断しているところも結局インフラが整ってないとかそういう理由づけをしている面もありますので、それはインフラが整って、さらにほかの市場との関係で税率を見たりとか、様々な要素の中で当面は分離課税が妥当であるという立てつけなのかなと思っておりますので、ぜひDXのところはそことの関係をうまく絡めていただければと思います。

私が不勉強で、どんな流れになっているのかというのをお聞かせいただきたいところがありまして、56ページの地方税の情報提供請求規定の辺りの話で、明確にしたほうが良いという規定を明確にという流れは理解しているつもりです。56ページの3ポツ目以降の記述で、57ページに移って「他方、個人情報保護法は」と書いてある、この記述は何を意味しているのか、どういう意図で他方になっているのかというのが、私、法律の立てつけというのですかね。地方税法と個人情報保護法との関係なのかもしれないのですが、だから、他方、個人情報保護法はこういうように明確に書いてある。書いてあるからどうなのかというのがぱっと読んだ限りでは理解が追いついていなくて、どうも57ページの最後のほうを見る限りは、個人情報保護法と同様に明確に規定したほうが良いというように書かれているので、地方税法と個人情報保護法とその他の法規との関係というのですかね。多分そこが私がかかっているなくて、この他方という記述の意図が読み取れないと思うので、この他方と書いてある辺りが分かれば立てつけも分かるのではないかと思いますので、少し御説明いただければと思います。

一応今のところ以上です。



【諸富小委員長】 ありがとうございます。

何点が御質問いただきました。後で回答を事務局よりさせていただきたいと思います。引き続き他の委員からも御意見、伺いたいと思います。いかがでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 今、関口委員からインフラという話が出ました。私もそう思っていて、要は私、個人的には分離課税のほうが良いと思っていますが、でも、それは議論の余地はあると思うので。それは要するにどういうインフラをきちんと整備する。特に利子割。くどいようですが、ここにも書いていますとおり、利子割、名寄せができないので個人単位では課税できていませんよねであるとか、それから、やはり未実現のキャピタルゲインというのはあるので、本来、それは時価評価で課税するという仕組みも選択肢としてあっていいのではないのか、あとやはりキャピタルゲインは不動産の譲渡益もそうですが、譲渡益課税はどうしても一時所得なので、そこで一気に累進課税していいのという議論も出てきます。そうであれば、後年の所得に対して平準化できるかどうかとか、そのためにも、もちろん2023年に実現したキャピタルゲインの情報がきちんと後年に伝わってないといけないので、もし何年間でならそうというのであれば、この辺り、できますかとか。

幾つかインフラ整備、金融所得課税を強化するというお題目は結構なのですが、それに対するインフラ整備は必要なのではないか。くどいですが、やはりDXでせつかく税務に結構時間を割いて議論していたので、税務も含めたインフラ整備を進めていく必要があるのではないかという、その辺の記載はあっていいのではないですかね。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。もしないようでしたら、関口委員から御質問がありましたが、事務局より幾つか、その点について回答できる点、御回答いただけますでしょうか。

【齋藤税制調査担当課長】 まず18ページのところで、いわゆる課税方式と税率のパートが分かれているということについての御質問だったかと思いますが、この点につきまして課税方式のところではいわゆる段階的課税というところに触れつつ説明をしているところなのですが、こちらはどうしても税率に触れる部分があるのですが、我々としては課税方式というところで扱って説明をしていて、税率とはちょっと区別して記載をしたかったというのがあります。悩ましかった部分もあるのですけれども、そういった段階的課税を説明するところは課税方式というところにおいて説明をさせていただいたというところがございます。

それから、社会保険の関係があったかと思います。金融所得課税で触れている部分と最後の子供・子育てのところで触れている点、大変恐縮なのですけれども、もう一度、御質問の趣旨をお伺いできればと思います。申し訳ありませんが、お願いできませんでしょうか。

【関口委員】 社会保険料の話を後ろでして、後ろの見出しのほうで社会保険料は公平ではないという話を出されていると思うのですね。もしそれを強調するのであれば、ここで書かれてある2つポツの記述というのはそれに相当するような中身のような気がするのだけれども、ここであえて残されるという判断をされたという理解でいいですかというような質問でした。

【齋藤税制調査担当課長】 ありがとうございます。

観点としては同じでございますけれども、こちらを残して子供・子育てのほうをサマリーのほうに記載していることについて、特段明確に区分けをしたという意図はなかったのですが、取扱いについては検討させていただければというようには思います。

【筒井税制調査担当部長】 補足ですが、前の方の金融所得の方にも残しているのは、金融所得自体が

社会保険料という意味での負担を課されていないので、金融所得に負担を求めていくことについてどう考えるかという観点で書いてあるということです。後ろの方はそれも含めて社会保険にこういう問題がありますという一般論を並べているところとして書いているつもりです。

【諸富小委員長】 あとは55ページ辺りで関口委員に御指摘いただいたのは、もう少し「税務行政のDX推進」のところは様々な租税政策上の目的を追求していく上でDX自体がそのインフラであるという側面をもう少しきちっと書いてほしい。これは佐藤委員からも御指摘いただいたのですが、例えば所得課税の金融所得について分離課税しているところとのつながりだとかという点についての御指摘があったのと、57ページでは個人情報保護法について「他方、個人情報保護法は」と書いてあるこの1段落の文意というかインプリケーションというか、どういう文脈の中でここで他方という言及がなされているのかを教えてくださいという御指摘があったところについて少し御説明いただければと思います。

【松崎税制調査課長】 まず57ページの「他方、個人情報保護法は」ですが、今回、DX、守秘義務を検討した際に、この中で地方税法とマイナンバー法と個人情報保護法という3つの法が出てくる中で、この地方税法という法律が情報提供に当たっては非常に重たい守秘義務がかかっておりまして、具体的にどういう場合について情報提供していいかというのが地方税法だけ読んでいた中では書いてない。

情報提供、税務情報を他自治体に提供する場合に当たっては、いわゆる総務省の通知が出ていたり、個々の法を比較考量して、いわゆる現場の実務担当者が判断しなければいけないという中で、一方、この個人情報保護法というのは税務情報に限らずいろいろな個人情報を扱っている法律ですが、その中ではこういった①、②、③、④というパターンの場合については情報提供可能ということで明示されている部分がありますので、よりいわゆる税務情報の提供に当たっても、地方税法等々に、より個人情報保護法と同じような形で、こういう場合は情報提供できるみたいな具体例ではないですが、そういったものを記載できないかということで個人情報保護法をここで引き出して書いております。

以上です。

【諸富小委員長】 大体お答えできたかと思うのですが、もし追加の御指摘があればよろしくお願いたします。ほかの委員の皆様ももし御意見がございましたら併せてお願いたします。

もしないようでしたら次の節に行かせていただきたいと思います。

金井委員、どうぞ。

【金井委員】 すみません。1つは金融所得課税のところ、引き上げたほうが良いとは書いてあるのですが、具体的な値頃感というのはあまりないのですが、ここでフランスが30%とかと書いてあるのですが、その程度のイメージを想定しているのかというのが1つ目。

それから、2つ目は18ページで、引き上げる際には国及び地方間の配分と書いてあるのですが、この趣旨なのですが、どちらかというとならば地方税になった場合、自治体と自治体の間というか地方間、地方と地方の間という意味での地方間が問題になりやすいと思います。これは国と地方というマクロ的な話なのか、それとも地方と地方の話なのか、分からないので教えていただければなというように思います。

それから、先ほどの税務情報と個人情報保護法の話なのですが、よく分からないのは、個人情報保護法というのは一般法であって、地方税法は特別法になるとするならば、個人情報保護法で何を書いてもほとんど意味がないということではないかと思うのです。地方税法の中でちゃんと保護法益について法律で検討するなり、それとも地方税法の解釈として自治体としてどこまで読み込めるのか。今まで、総務省の技術的助言でやっているのだから、技術的助言でやれるのだったら条例でもできるはずなのです。あまり個人情報保護法を持ち出しても、法令協議を通ったということは、要するに地方税法は特別法だという仕

切りができていないはずなので、あまり説得的ではないのかなというのが印象としてありますが、そんなものではないのかなという気がしています。

それから、もう一つ、ふるさと納税の話なのですが、自治体が寄附先を指定できる制度とあるのですが、これは本当に大丈夫なのですかと。例えば東京都が特定の自治体をえこひいきして寄附先に認定するということをした場合に、東京都が寄附先の自治体に対してある意味で優越的地位を行使することになるので、これはちょっと危険なのではないかなという気はするのですが、そういう恐れはないのかなというのが少し気になりました。

取りあえず以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

回答できる点がございましたら事務局よりお願いします。

【齋藤税制調査担当課長】 まずは金融所得課税の18ページ、税率のところ、引上げの相場観みたいなものはあるかという御質問でございましたが、結論としましては、この程度というところのものは現在のところは持ち合わせてはおりません。当日の議論も引上げの方向ということで議論の方向はあったかと思いますが、具体的な水準のところまでは行かなかったのかなというところがございますので、こういう記載にとどめているところでございます。

もう一つ、「なお、税率を引き上げる際には、国及び地方間の配分について」というところでございますが、ここで想定しているのは、地方間ではなくて国と地方という関係における記述でございまして、現在、所得税15%、住民税5%というところの配分についてどういうことが考えられるかという趣旨で記載をしているところでございます。

私から以上でございます。

【諸富小委員長】 その他の点、いかがですか。

特に先ほど金井委員から御指摘があったのは、個人情報保護法に何が書いてあっても結局地方税のところの規定が優先されるので、ここであまり個人情報保護法を出しても意味がないというか、記述として有効にならないのではないかと御指摘だった。ここは重要な点だと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

【筒井税制調査担当部長】 今、金井委員が話されたとおり、地方税法と個人情報保護法の関係では地方税法の方が優先して適用されるというのはそのとおりです。地方税法自体をどのように変えていくかというときの姿として、個人情報保護法にあるような具体的にこういう場合ができるよというように書いていただけたらありがたいという趣旨で書いているものです。実際ことを動かしていくときには地方税法が変わらないことには動かないというのはお話のとおりです。

【諸富小委員長】 会長、どうぞ。

【池上会長】 今、金井委員が言われたふるさと納税の寄附先の指定ができるかという議論、これは昨年度までも報告に載っていることなのですが、もともとそれを発言していたのは私です。ただし、どこか特定の他の自治体を優越的に取り扱っていいのかどうかという議論は今、初めて伺いましたが、ここで書かれていることは統一見解というよりは、出された意見をずらっと並べているところがありますので、本調査会として統一見解になってはいないということは御存じのとおりでございます。

ただ、それがいいのかどうかということについての意見が分かれるのであれば、それは今後さらに議論を深めていくべきだと最後に書いておきましたので、その中でさらに見解の統一を図っていければいいのではないかと考えています。

【諸富小委員長】 分かりました。事務局から何か補足はありますか。大丈夫そうですかね。ありがと

うございます。

ほかにはございますでしょうか。もしなければ次へ移らせていただきたいと思います。2の「地方法人課税」ですが、別の資料がありますので事務局から説明をお願いいたします。

**【齋藤税制調査担当課長】** それでは、説明させていただきます。

地方法人課税につきましては、今年度、小委員会におきまして議題としては議論をしておりますが、この後、資料で触れたいと思いますが、国等の報告におきまして税源の偏在に触れていることなども踏まえまして今年度も報告に記載をしていきたいと考えております。なお、記載内容につきましては、昨年度ベースのものとなっております。

それでは、パワーポイント資料で説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、いわゆる骨太の方針2023年、それから、政府税調の中期答申、全国知事会への提言、こうしたものを記載しておりますが、いずれにしましても、地方自治体間の税収の偏在の状況であったり、地方税源の偏在の度合いといったように税源の偏在ということに触れているところでございます。

次のページが小池都知事の定例記者会見から抜粋したものでございますが、こちらにつきましては、全国知事会を受けたものでございますが、中頃、税収に地方交付税を加えて、調整後の人口1人当たりの一般財源で見ると、是正すべき偏在というのではないということであったり、最後、地方が担うべき事務と権限に見合う地方税の充実・確保こそが重要である、こういった発言をしているところでございます。

次の資料につきましては参考としてつけているところでございますが、いわゆる偏在是正措置につきましては令和5年度当初予算での影響額の合計を示している資料でございます。

次のページが、いわゆる偏在是正措置によって東京都の影響額、これの推移を記した資料でございます。

それから、素案の31ページを御覧いただければというように思います。

これは地方法人課税における偏在是正措置というパートの部分になりますが、「（偏在是正に対する考え）」というところのすぐ上に、従前、皆様にお示ししていた資料には、いわゆる「（昨今の動き）」というパートを入れておりました。ここで先ほどのパワーポイントで説明したような記載をしていたわけですが、各国等の報告の記載内容は従前の枠の中に収まっているということで削除させていただいているところでございます。

私からの説明は以上です。

**【諸富小委員長】** ありがとうございます。

では、ただいまの御説明につきまして、御意見、コメント、御質問のある委員は意思表示をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

佐藤委員、どうぞ。

**【佐藤委員】** 先ほど高端委員が言ったのと同じ問題なのですが、32ページのところで、ここにも6対4とか4対6とか書いているのですが、くどいなというか、これは税制の視点のところで書いてあるので、ここであえて取り上げる必要はないのではないですか。別にこの問題はあえて言えばほかのところの税源にも同じことが言えるのでということ。

それから、何度も言っていますが、分割基準そのものが今、従業員の数など物と人の数を数えてやっているの、分割基準の中に遍在性や偏在是正措置など、そういう作爲的、恣意的な要素を入れるべきではないというのはそのとおりでとも思うのですが、そもそも今の分割基準そのものは妥当なのかということはもちろん、経済価値に基づいて、せめて人件費とか資産価値とか売上げとか、よくアメリカとかカナダでやりますよね。なので、さすがにもう少しこの前近代的基準はもうやめませんかというのは言ってもいいのではないですかね。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

【佐藤委員】 外形標準課税については何も言ってないのですか。

【齋藤税制調査担当課長】 今年度は記載しておりません。

【佐藤委員】 言わなくていいのですか。いや、別にどうしろと言っているわけではなく、さんざん1億円の基準、あれがいいのか悪いのかと言っていたではないですか。結構外で私も講演をすると、みんな外形標準課税、気にし始めているので、外形標準課税の基準を下げられるのではないかとか。なので、外形標準課税については例えば基準の閾値の見直しが必要である。必要であるが、さすがに下げたときには、下げたといいますか適用対象を中小企業にも広げるときには、例えば何らかの配慮は必要だよねであるとか、逆に同じ1億円以上であっても、いわゆる中堅企業というのがいるわけなので、資本金10億円とか何とかありますよね。なので、そういったところについてはもちろん配慮が要るのではないのとか、いろいろと少し見直す余地があるという。課税ベースと閾値、基準と、この辺り、前回も言っていたはずなので、書いておいていいのではないかなという気がしたのです。

【諸富小委員長】 会長からもどうぞ。

【池上会長】 ありがとうございます。

先ほど高端委員も言われた6対4、4対6のところは確かに二度同じことが書いてあるので、説明は前のほうの記述を修正すると申し上げましたから、それに伴って、ここの3行は要らないということになるのだと思います。

それから、分割基準の見直しについてどう考えるかということ、これも確かに以前からも佐藤委員からお話いただいていることだと思いますが、これは今回、どう書くかについては少し考えさせていただきます。

それから、外形標準課税については、昨年度の報告で1回取り上げております。御存じのとおり、都税調は3年計画ですので、来年度が全体のまとめということになります。そこで改めて総括的に盛り込むこととなりますので、そこで改めて取り上げさせていただきたい。今年は御存じのとおり、議題も非常に盛りだくさんでしたので、それは入れないけれども、来年、必ずそれについてやりたいと思います。ということで、今の分割基準のことも含めて総括的には来年で取り上げるということになりますが、今年、入れられるかどうかについては少し検討させていただきます。

【諸富小委員長】 よろしいでしょうかね。

では、高端委員、どうぞ。

【高端委員】 すみません、池上会長から先ほどから6対4、4対6というところ、削除するという御方針のようなので、もう特に付け加えることもないのですが、もともとのその下の一番最後の締めで、まさに限られた財源の奪い合いではないと、つまり、比率の問題ではないということを行っているので削除するというのでいいのだらうと思います。

以上にしておきます。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

ほかの委員の皆様、御意見いかがでしょうか。

【筒井税制調査担当部長】 事務局からです。

一番最後の「限られた財源の奪い合いではなく、地方が担うべき事務と権限に見合う地方税の充実・確保が必要であり」と言っているところの奪い合いは、いわゆる偏在是正措置などで地方の中で水平的に奪い合うような動きもあるけれども、そういうことではなくて総体として地方全体の税源が増えていくような方向が望ましいという趣旨の表記です。国と地方で奪い合うということではありません。

【高端委員】 すみません、そうであればそういうように読める文言にさせていただいたほうがいいのかなと思います。

【筒井税制調査担当部長】 分かりました。ありがとうございます。

【諸富小委員長】 御指摘ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

では、先へ行きたいと思います。続きまして、3の「資産課税」、4の「環境税制」について御意見が  
おありの委員は意思表示をお願いいたします。

どうぞ。

【佐藤委員】 すみません、内容というよりは、この立ち位置なのですが、資産課税なので固定資産税  
を取り上げるのは分かっているのですが、(2)で「まちづくりと税制」とやっているのですが、これは  
実はまちづくりと資産課税、取り上げているのは固定資産税と地方税ではないが相続税と、あと若干、不  
動産の譲渡益課税が出ているので、ここで言う税制はあくまでも資産課税か資産性所得課税かという、そ  
ういう理解で大丈夫ですかね。ここで特出しして、(1)と(2)が繋がってないなと思ったのですが、  
固定資産税は制度ではないですか。「まちづくりと税制」、ここは政策ではないですか。

固定資産税、ちなみに、この後、グリーン化にも出てくるのですが、これは飛んで出てくるのですよね。  
なので、趣旨は分かるのですが、この辺り、「まちづくりと税制」という一般論でいいのかどうかという  
ことを含めて。もしそうされるのだったら、3ではなくて、これは4として特出ししておくか。先ほどの  
グリーン化が特出ししているの、4と特出しするかどうかということだと思うのですよね。

【諸富小委員長】 2は、でも、事実上、空き家。

【佐藤委員】 事実上、そうなのですよ。空き家関係なので、固定資産税でいいかなと思ったのですけ  
れども、ただ、相続税と譲渡益課税とかも出てきているので。だから、「まちづくりと税制」というより  
は、だったら、資産性所得、資産課税とか、ちょっと雑ですけどもね。

【諸富小委員長】 固定資産税の中に収めていいかどうかというものですね。

【筒井税制調査担当部長】 お話のように主なところが固定資産税絡みだったのでここに入れてあります。  
その表題については。例えば資産課税ということであれば、それはそれで。

【諸富小委員長】 資産性所得課税とか言い方をもう少し広く。

ほかにはいかがでしょうか。ここはどうですか。特段なきそうですか。

どうぞ。

【小林委員】 この36ページからの「まちづくりと税制」のところ、要約のところの黒ボツの2つ目  
のところ、「空き家対策には、外部不経済に着目し、空き家に対する保有税負担を重くすること及び」と  
あるのですが、その前段の部分で、これは要するに空き家特措法で特定空家に指定されたものに対して住  
宅用地特例の対象から外して実質何倍かに課税されるような制度のことだと思うのですが、既に入ってい  
る制度で、実際そういう書き方を37ページではしてあるのですが、この36ページの要約の仕方だと、まだ  
してないことをこういうようにすることも考えられるというように読めてしまうかなと思って、そこに最  
初、違和感があったものですから、ここは書き方を工夫してもらったほうがいいのかなという気がするの  
ですが、いかがでしょうか。

【諸富小委員長】 これはごめんなさい、私もよく分かってないのですが、譲渡所得課税等の負担を軽  
減することは行われたのですか。

【小林委員】 だから、前半ですよ。後半の部分は多分これからやったらいいの  
ではないのという提案だと思うのですが、前半の部分は既に入っている話なので。でも、この文章を読む限

り、この前半の部分もそうすることが考えられるというように読めますよね。違う。どうぞ、お願いします。

【筒井税制調査担当部長】 空き家の保有税負担を上げる話については、京都市の例などを挙げながら議論していただき、おっしゃっている特定空家とか管理不全空家への対応のほかにも考えられるのではないかと議論だったと思いましたので、こういう感じで入れております。今、行われているものが全てだということではないという。

【小林委員】 さらに追加でやるべきではないかという。

【筒井税制調査担当部長】 さらに考えていく余地があるのではないかというスタンスです。

【小林委員】 それは本文の中ではどの部分でそういう説明をしていますか。

【筒井税制調査担当部長】 38ページの1つ目のポツのところに同じことが書いてあるのですね。

【小林委員】 この38ページに書いてあるのは既にやっていることだけを書いていますよね。

【筒井税制調査担当部長】 考え方としてあると言っていて、その後ろに実際に今やっていることが書かれているということですね。

【小林委員】 そうすると、今やっていることだけを対象に書いているのにさらに追加的にやるべきと言っているような要約に見えるのが違和感を覚えたところなのですが、議論としては、そうですね。当日はそういう議論は確かにしましたよね。

ここは京都の話はこのページには書いてないのですか。

【筒井税制調査担当部長】 現時点では書いてないですね。

【小林委員】 わざわざ書かなくても、そういう追加的な検討もすべきではないかというところ。

【筒井税制調査担当部長】 そうですね。そうしたスタンスに立ちつつ、具体的にどういう形でやるかまでの議論はされてなかったもので、そこまでは具体的に書けていないです。

【小林委員】 分かりました。特にそれでいいということであれば結構です。

【諸富小委員長】 ほかにはございますでしょうか。

会長、どうぞ。

【池上会長】 今、佐藤委員、それから、小林委員からお話いただきました。それぞれ表現、タイトルも含めて修正が可能であればさせていただきたい、少し検討させていただきます。

それから、先ほど阿部委員からも38ページのところについて御意見をいただいたので、その点も発言を確認させていただいて、この表現をよりよくできればと思いますので、その点、検討させていただきます。ありがとうございました。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

工藤委員から手を挙げていただいています。よろしくをお願いします。

【工藤委員】 事前の御説明のときに見逃していたのですが、今の要約のところ、ページで言うと36ページの黒ポツの3つ目なのですが、「空き家の発生を抑制する観点から」というように書いてしまうと、必ずしも空き家が現在発生している理由と併せて考えると、少しこの3つ目の文章が何か誤解を与えるような表現にならないかなというのが今、その後を読んでいて気になった点でございます。

というのも、空き家の発生はいろいろな理由があって、必ずしも状況が悪いから空き家になってしまうということではなくて、いわゆる相続の問題であるとかいろいろありますので、これは分けて考えて、多分この3つ目の点は空き家の問題と、そのまちづくりからの視点というのが一緒くたになっているようにも読めてしまうので、これは文章の中だと分かりやすいのですが、この要約がミスリーディングにならないかなというのが若干気になりました。大丈夫そうであればいいのですが、少し表現を改めたほうがいい

かもしれない。そのほうがすっきり読んでいる方に入っていくのではないかなと思いましたが、指摘させていただきます。

以上になります。

【諸富小委員長】 工藤委員、すみません。例えば38ページの下の後段のほうの「(住宅の新築と税制)」の1つ手前に「空き家の発生を抑制する観点から」という段落があるのですが、例えばこれに対応して36ページの要約は書かれていると思うのですが、もし何か修正するならば、どのように直しておくかと誤解が発生しないでしょうか。

【工藤委員】 38ページを読んでいるとあまり引っかけなかったのですが、要約だと何か空き家発生の理由がこのような内容に起因しているように読めてしまうような気がしたのですが、その辺りが誤解がなく読めるようでしたら別に大丈夫だと思います。確かにどのように修正するかというのはなかなか難しいですね。趣旨が変わって聞こえてしまうかなという懸念があった次第でございます。

【諸富小委員長】 分かりました。そういう視点でもう一度、検討してみます。

【工藤委員】 よろしくお願いします。ありがとうございます。

【諸富小委員長】 ほかにはいかがでしょうか。もしよろしければ次に移らせていただきましょうか。一度、前に戻ってもし気づかれた点があれば御意見、遡ってでもいただければと思います。

では、次は5の「宿泊税」と6の「税務行政のDX推進」ですね。ここに絞って御意見いただければと思います。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 まず宿泊税についてなのですが、分からなかったのが48ページで、修学旅行生もしくはビジネス客が利用するような施設の宿泊客には課税しないような配慮は具体的に何だろうと思って、これは何をやるのか。1万円未満だから、ビジネス客は安いところに泊まるだろうという、そのレベルなのか。東横インだったら確かに1万円しないよねといった、そういうレベルの話をしているのか、何なのだろうというのが分からなかったということ、私、言いましたが、宿泊税、東京はそこまで一生懸命にやらなければいけないのかということ。出てくる税収に比べて財政規模が全然違うし、使っている金も違うので、いいです。別にマイノリティー、少数派意見で。だけれども、ここに頑張るかというのは少し考えられたほうがいい。これは真面目に改革しようなんてしたら、それなりの手間ですよ。ましてや定率になんかするとしたら執行が大変なことになるのに、果たしてそこまでやらなければいけないのかというのが個人的な疑問です。

それから、DX化なのですが、最初にもう一つ言うと、DX化だけ(1)(2)という小節がないのですよ。カッコ悪いので、分けられたほうがいい。ただ、(1)は明らかに背景説明であっていいと思うのですよね。(2)で課題があって、(3)で今後の方向性のように。別に(2)は要らないかもしれないけれども、何か分けられたほうが、ほかの節とのバランスが取れますということ。

それから、今の背景説明とも関わるのですが、いきなり情報連携だ、いきなり守秘義務だと言っているけれども、これは極めてここだけすごいテクニカルなのですよね。今、何でこの議論をしなければいけないのだけという議論はあっていいと思うのですよ。これはマイナンバーとの関係でもあるけれども、我々、税務情報というか、所得情報を使って例えば児童手当であるとか、先ほどの非課税世帯も含めてですが、支援、給付とか行っていますよね。だから、税務情報というのは単に税金を取るためだけではなくて、やはり給付にとっても重要な情報なのだよという、そういうストーリーですよ。もちろん、保育園の保育料とかこれで決まるわけだから、所得に応じるわけだから。なので、この辺り、なぜ今、これが問われているのかということを考えられたほうが、記載されたほうがいいかなという。



それから、時間がないかもしれないのですが、実はほかの自治体間でこの税務情報の守秘義務の程度は違うのではないかと。東京都は結構厳しく解釈していませんか。うわさで聞いたってうわさでないのですが、東大はどこかの自治体から税務情報もらっていますよね。それで所得分布の分析をしているのですよ。だから、もちろん匿名化しています。でも、匿名化すれば出していいのという話になる。いや、駄目ですよ。匿名化したって、小さい村の情報なんてどうせすぐ誰かと分かってしまうではないですか。なので、別に東大にけちをつけているわけではなくて、実はこの税務情報の解釈は結構ローカルルールなのではないかというところで、運用の実態、いろいろと比較されたほうがいいのか。今やれとは言わないので、こういったことも考えていくということ。

多分、しかも、現場によってもまた解釈は違っていたりとか、何かその辺り、ある程度、もしそうであれば標準化させていくという。悪いけれども、東京だけ何か税務情報を使いますと言うと、みんな何か言われてしまうから、だったら、これこそみんな足並みをそろえて全自治体でやるべきことなのではないのとか、あるいはこれこそ国が前の個人情報保護法の例の2,000個問題がそうだったではないですか。なので、やはり国がある種、きちんと標準的なモデルケースを出してもらおうとか、何かそういう配慮はあっていいのではないのとか、その種の議論は必要なのではないかなという気がしたのです。

**【諸富小委員長】** これは何か統一的な議論はまだ行われておらず、個々の自治体の判断に任されている状態という考えですか。

**【筒井税制調査担当部長】** 恐らく通知が出ているだけで、それに基づいてそれぞれが判断している状況なので、横にこの問題意識をそろえようといった議論も多分されてないと思います。今すぐというのは、お話のように無理だと思うので、幾つか聞いてみたりしながら今後の議論につなげていくというのは、ありがたい御指摘というように思います。

**【諸富小委員長】** では、松原委員、どうぞ。

**【松原委員】** ありがとうございます。今日も遅刻をしてしまつて大変申し訳ありません。

私のほうからは、今、佐藤先生からコメントがあったことにインスパイアされたというか、税務DXの件で、地方税法上で守秘義務が非常に厳しく課されているからということを書かれていて、これをどうにかすべきだという論調で素案ができていると私は理解しているのですが税と社会保障のリンケージ、そういうことについても結構関心があったような気がするのです。例えばですが、介護保険の情報であれば地方自治体レベルで、それから、外郭団体レベルで情報共有というのは普通に行われているといえますか、もちろん利用者の同意を得てではありますが、利用者の側の利益になる部分であればそれはプラスだからいいでしょうという発想だと思うのです。地方税の縛りが厳しいというのは確かなのだと思いますが、そういう形で考えていくことも可能ではないかというような提案もできるのではないかと思います。コメントさせていただきました。あまりまとまっておらずすみません。

**【諸富小委員長】** ありがとうございます。この辺りはどうなのでしょう。本人利益になることであれば前に進めやすいのではないかと。という指摘である。

**【松原委員】** そうですね。結局、法律論だと公共の利益などややこしいというか、すごい大上段に構えた話になりますが、恐らく地方公共団体の強みというのはネットワークが軽いことだと思うのです。市民に直接に対峙しているからということで、そういうことも考えて提言をまとめられると地方税とか地方自治体の声を代弁するという趣旨に沿っているのではないかと。思うのですが、いかがでしょうか。諸富先生、それか池上先生。

**【諸富小委員長】** いみじくも佐藤委員が御指摘いただいたように、こういった問題について個人情報の保護をきちっとやっていくのは前提になるのですが、税金を取る、きちんと取る、公平に取るというこ

とだけではなくて、個人の便益、利益というように言いましたが、やはりコロナ禍のときに個人の情報のマイナンバーと何がひもづけされていなかったのですか。個人に対して直接給付がデジタル化された形でできなかったということが反省としてやはりあって、デジタル化を進めることが必ずしも税金を取るということで皆さん、警戒がすごく強いと思うのですが、何かあったときに直接給付を行う、これは一つの事例でしょうが、こういった形で市民にも非常に利益がある、便益があるのだよということがあると思います。それがやりたくてもできなかったということをこれからやるためにも、インフラを整備していかないといけないのだということがあるのですよね。

ただ、いいことだからどんどん進めていいわけではなくて、そこには個人情報を取り扱う行政機関としてのしっかりしたルール遵守というものがあってしかるべきで、そこをどういう兼ね合いでやっていくかがまさに課題なのですが、目的は、今、松原委員が御指摘いただいたように住民のためにやりたいのだということをもう少し表に出してもいいのかもしれないですよね。そのためには、しかし、やるべき、持っていくべきルールがあるので、そこはしっかりやっていかなければいけないという関係をきちんと書いたほうがいいのかもかもしれません。ただ、55ページのサマリーの最初に実は書いているのですよね。納税者の利便向上及び行政機関等の事務の効率化ということで、一応利便性向上というのを第一には掲げているということではございます。御指摘ありがとうございます。もうそのとおりだと思いますね。

高端委員、どうぞ。

【高端委員】 すみません、多分まだ指摘されてないと思うのですが、宿泊税のところの話で大丈夫ですか。

【諸富小委員長】 いいですよ。どうぞ。

【高端委員】 53ページの4ポツ目で「税率を引き上げる場合も、宿泊税の負担水準については、相当程度までとすることが適当との意見もあった」という、この相当程度までというのが非常に意味が取りにくい表現だと思うので、そんなに大胆に負担を上げるということはできないよねという趣旨だと思うのですが、修正されるといいかなと思いました。すみません、ささいなこと、これだけです。

【諸富小委員長】 53ページですね。承知いたしました。

ほかにいかがでしょうか。

鴨田委員、どうぞ。

【鴨田委員】 宿泊税のところなのですが、54ページのところに民泊のことが入っています。3ポツ目のところに「徴税コストが高くなる恐れがあり、費用対効果を勘案する必要がある」となっているのですが、やはり公平を考えると、民泊でも高額なものもあるし、これだけをもってして、何となくこの文章を見ると民泊はやはり外しますみたいな印象もあるし、徴税コストについては電子納税とかこれからどんどん進んでいきますので、あまりここら辺を大々的に書くというのは、DXの話もありますが、少し後退した考えではないかなと思います。

【諸富小委員長】 御指摘ありがとうございます。そうだなと私も思います。この辺り、少し後退した印象という御指摘がありました。どうなのですかね。つまり、例えばAirbnbとか、完全なオンライン、自動化でやっているはずで、そういう意味では例えばですが、そういうAirbnbを代理徴収の義務者に立ててやっていく場合にはそんなに徴税コストは高いのかという議論もでき得ると思うのですが、どうなのでしょうね。

【佐藤委員】 こういうプラットフォーマーから徴税しようという議論はほかのところでもいろいろとあるのですよ。だけれども、実際はプラットフォーマーはやりたがらないし、源泉徴収義務者ではないので、これは雇用関係でないで、結構ハードルは、別にこの民泊に限らずですが、一般論としてプラット

フォーマーに対するそういう源泉徴収義務とか保険料もそうですが、これは結構チャレンジングな話で、先ほど言ったAirbnbでなくて民泊は結構海外でやっていたり、中国のお客さんを対象に中国でプラットフォームがあって、場所は日本なのだが、全部宿泊とかそういう契約を中国で完結して観光客が日本に来て民泊に泊まるというのもモデルとしてあるのですよ。そのとき、では、中国のプラットフォームは税金を取ってくれるかと言われたら多分無理なのですよ。なので、この種のことは結構言われていて、なので、結構チャレンジングです。

【筒井税制調査担当部長】 事務局は、特に後退するしないというつもりはなくこの場で出ていた議論をまとめたつもりです。

【諸富小委員長】 取れるなら取りたいですけどもね。だけれども、なかなか。

【筒井税制調査担当部長】 確かに中にはなかなか対応できないようなところも、組織化されていないところも恐らくあるのでしょうか、それなりの事務コストはかかるのかと思います。小委員会の議論の中には、広げていけば当然コストもかかってくるので、そこも考える必要があるのではないかという意見があったので、そこも両論併記のスタンスで書きました。

【諸富小委員長】 確かに民泊、一個一個拾っていくというのは大変なものなのですよ。なので、必ずどこかで代理徴収していただく事業者さんを介してになるのでしょうか、それを考えると、今、佐藤委員が御指摘になったような困難さがすぐ出てくる。

【筒井税制調査担当部長】 料金を払うときに一緒に取れるみたいな仕組み、プラットフォームみたいな方が協力されれば大分変わるのだと思いますが、一つ一つの施設、民泊の個別施設でやり取りするのだとすると、やはりそれなりにかかると思います。

【諸富小委員長】 ということで、ほかにございますでしょうか。もしオーケーでありましたら、また後からでも戻っていただいても構いません。次に参りたいと思います。

大きなⅢですね。重要な政策課題についての検討に移りたいと思います。

「1 子供を産み育てやすい社会と税制の在り方」と「2 女性が活躍しやすい社会と税制の在り方」、ここについて御意見いただければと思います。よろしく願いいたします。

高端委員、どうぞ。

【高端委員】 一つは小さなことで、一つは大きなことなのですが、まずページ番号で59ページの一番最後のくだりで「目指すべき社会の姿は、希望する誰もが結婚し、子供を持ち、安心して子育てができる社会である」ということなのですが、子供を持つために必ず結婚しなければいけないわけでもないし、婚外子に関する議論とかいろいろな子供を持つ形はあり得るので、「結婚し」は削除していいのではないかなというように思ったというのが一つです。

あと、このⅢのタイトルについてなのですが、「重要な政策課題についての議論」というタイトルになっていて、これはそういうことでもいいのかというか、例えば目次で全体を見たときにⅠが要は前置きというか前提とする視点で、Ⅱが税制改革の方向性で、Ⅲに重要な政策課題についての議論と来ると、あたかもⅢが一番力を入れたパートだよみたいな、そういうニュアンスは当然出てしまうかなと思うのですが、そうではないのであればもう少し何かふさわしいタイトルにしたほうがいいのかというように思ったのですが、いかがでしょうか。

【諸富小委員長】 確かに。なぜこのタイトルがついたのですか。

【筒井税制調査担当部長】 思いを申し上げますと、この議論というのは税制で必ずしも全て対応できるものでもないし、税制の前に施策がある議論だと思っています。その中で重要な課題なので税制で何かできることはないだろうかという視点で皆さんにいろいろと知恵を絞っていただいたパートなのだろう

と思っています。他の2つ、1章、2章というのは税制に関する課題なのに対し、この章は、それとは別に重要な政策課題について何か税制でできることはないかと意見を出したものというつもりで分けて書いているのですが、ただ、お話のように受け止められているとすれば、結果としては逆効果になっているのかなと感じたところです。

【諸富小委員長】　なので、1と2のタイトル、「子供を産み育てやすい社会と税制の在り方」「女性が活躍しやすい社会と税制の在り方」を包含するようなタイトルにしたほうがいいのかという御示唆でもありますよね。

【筒井税制調査担当部長】　税制上の本来、税制が取り組むべき課題ということとは別に、社会にある課題に対して税制で何かできることはないのかということを広く議論したということだったと思っているのですよね。

【諸富小委員長】　分かります。それは多分この2つ以外の広がり議論があつてのこのタイトルだというのは今、御説明を受ければよく分かるのです。

【筒井税制調査担当部長】　何がしかの表題をⅢと置くとしても、恐らくⅢに分けている意図を、何がしかこういう位置づけですといったことを書くべきなのかと思います。

【高端委員】　御説明ありがとうございました。

意図はよく分かりましたが、税制そのものの話ではないか、ほかの施策で主にやるべきだが、税制も関わっているとかという話でいえば、ほかにもいっぱいありますよね。つまり、2番までのところで別に税制でどうするかということが中心的課題でなくて、例えば空き家対策でも何でもそういう話なので、それ基準で分けるというのはちょっと分かりにくかったり、あるいはタイトルがつけにくかったりするのかなというように個人的には思いました。

ここで別立てでⅢにして、この議論を位置づけなければいけない理由のところからちょっと再検討してうまいこと全体が流れるようにできるといいと思うのですけれども、私もぱっとアイデアが浮かばないのですが、そんなことを思いました。

【佐藤委員】　私、間もなく出ないといけないので、すみません。

私も中身はいいと思う。別に中身にどうこうというわけではないですが、ただ、N分N乗法式とか税額控除とか給付付き税額控除とか、これはむしろ本来、所得課税の話なのですよね。なので、本当は税制改革の方向性のところで、ここでは今回、特出しが金融所得課税だったが、本来はこのところで、しかも、税制改革の視点で再分配機能、所得格差に対応した税制ということを行っているので、本当は個別論のものに載るべきことだったのかもしれないというのと、では、そうはいつでも、Ⅲのようなこういう特出しが必要だというのであれば、逆に順番を変えて、Ⅰの後にⅢを入れて個別論をⅡに回すとすれば、そうしたらⅢのほう、例えばN分N乗は横に置いておいても、給付付き税額控除とかそういう話の総論的なことはここで書いて、もう少し詳しいところは各論で書くとか、何かできると思うので。特にいろいろな人たち、皆さんに読んでほしいのであれば、どうせみんな最後まで読まないから。なので、最初のほうに書いたほうが多分趣旨にも即すかなという気はするのです。

もし特に事務局とか東京都としてこのⅢが重要なのだというのであれば、私は別に前に出しても構わないと思うのです。各論は別に後ろで全然いいので。政府税制調査会でそうなっているではないですか。新しい経済、社会環境に応じた税制とかと総論みたいにとんと出しておいて、テクニカルな各論はもう後ろに全部回してしまうというやり方になっているので。

【諸富小委員長】　分かりました。ここの位置づけですよね。それをどうするのか。今、佐藤委員が御提案いただいたのも一つの方法だと思いますし、重要であると、本当に重要だからこの2つをまとめてい

るのだということであればやはり前に出すべきだという話もつながっていきますし、そうでないのだったら、2つの内容を包含するようなタイトルをつけたほうが誤解がないかもしれないし、高端委員が御指摘になったような他にも政策課題と税制についてのトピックはあるではないかと、なぜこだけ特出しになっているのかということが分かりにくいという御指摘もお話を伺うとそのとおりでなと私も思う部分もありました。ここで決めるには少し場がふさわしくないと思うので、もう少しこれは引き取った上で議論させていただき、次回に提示させていただければと思います。御指摘、ありがとうございます。

佐藤委員、では、ここで退室ということで。

では、宮本委員、よろしくお願ひいたします。

【宮本委員】 今日は大分遅れて入ってしまいまして、その後もばたばたして申し訳ありませんでした。

今の論点なのですが、確かに今度の報告書、少子化で始まり少子化で終わるという形になっていて、もちろん今、国全体が直面している大問題でありますので、そういう構えは大変結構だと思うのですが、逆にここが焦点だということになると、この最後の結論づけのところに対する期待が高まり過ぎて、逆に言えば他に重要な論点がたくさんあるところがぼやけてしまっはいけないかなというようにも思います。

そんなことを考えてしまう一つの理由なのですが、東京都ですから、一番出生率が低い東京に一番若者が集まってしまうと、ある種、ブラックホールみたくなってしまうと、人は来るが子供は出てこないという東京都が少子化に対して税の観点から何か物を申そうということについては当然期待が高まるわけなのですが、基本的にこのⅢのところ議論されていることというのは、政府のこども未来戦略方針の方向に沿ってだと思っはですね。したがって、この報告書に対していろいろ期待が高まるということは、逆に非常に見方の基準が厳しくなるということもあり得るわけでありまして、このこども未来戦略方針に今、起きてる批判とか、大丈夫かという議論を少し意識しながら最後、まとめていく必要があるかな。

何が言いたいかというと、報告書の中でも64ページ、子供を産みやすい社会にする税制の在り方、「(子供を持つ世帯への経済的支援)」になっているのですが、子供を持つ世帯は今、子供を持っている世帯、500万円の年収のある世帯、500万円未満の年収の世帯で子供がいる割合というのはものすごく少なくて、大体700万円以上であるということですね。

こども未来戦略方針に出てきている議論というのはほとんどここにある子供を持つ世帯、子供を持っている世帯への支援であって、これは子育て支援であって少子化対策ではないのではないかと議論が非常に根強いわけですね。この辺り、ある程度意識していく必要があるのではないかと。子供がいる世帯の年収平均というのは700万円以上であるし、まして、3人以上の子供がいる世帯というのは700万円台後半の年収があるわけであって、いかに子供を産む前提あるいは結婚する前提が経済的に欠落している世帯への支援を強めるかということが今、非常に問われている。その政府の方針に対してもその辺りが議論になっているわけでありまして、一定、そのことを踏まえていく必要があるのではないかと。

その点については、今度の報告書では、経済的な不安定さ等の表現はあるのですが、あまり立ち至っての議論にはなっていないというのが一つですね。であるのだが、最終的なところでは、やはり経済支援が必要だということで給付付き税額控除の話になっているのですが、ここで終わっていくと給付付き税額控除というのは何度も出てきている議論で、みんないい考え方だと思っはのだが、実行は難しいということはまたこれも皆さんがおっしゃることで、同じように所得の捕捉が難しいとか確定申告の業務が増大するかというような議論が繰り返されてきて、そこで終わってしまったということですね。

これについては、何かもしこういう流れで行くのなら、最後のところでももう少し突っ込んだ議論が必

要なのではないかという気がします。アメリカの給付付き税額控除でも、これは州が独自でやっているところが20州ぐらいあるというようにも伺っておりますので、例えば東京都として同様な政策をこれから検討課題の一つとしていくみたいな、そうした突っ込み方も要るのかなというように思っています。ただ、今の議論というのは先般、高端委員の提起で議論になっている、この位置づけ方、こういう構成の仕方で行くと、その辺りまでいかないと最後に尻すぼみかなという印象があるという趣旨でありまして、例えば前半のほうに組み込んでしまうというのは一つの考え方なのかなというように思います。

それから、もう一点、これは前の方なのですが、1点だけよろしいでしょうか。

【諸富小委員長】 どうぞ。

【宮本委員】 5の「所得格差に対応した税制」、7ページのところで、若い世代への支援というのを何度か議論されているのですが、今、そうした議論が形式化して高齢世代 v s 若い世代的な世代間対立的な議論が割と聞こえてくるようになってしまっているということを懸念している事情があるのですが、この7ページの1ポツのところで、所得再分配効果、この1ポツのパラグラフの最後のところですが、所得再分配効果は高齢者層に対しては機能している。つまり、年金等で給付は行っているのだけれども、若年層においては改善は見られないということで、ここでも先ほど言った定型的な議論になってしまっているのかな。

ここはやはり何が言いたいのかということ、社会保険の再分配効果は一定あるのだけれども、税による再分配効果がむしろ弱まっているということを言いたいのだと思うのですね。したがって、これは世代間対立ではなくて、高齢世代でも社会保険における再分配に乗れなかった、低所得であって、その年金保険に入れていなかったというような場合は日本の高齢世代の困窮度というのは高いわけでありまして、ここは世代の問題ではなくて制度の問題だということ。つまり、むしろ社会保険偏重の問題なのだというを一応明らかにしたほうがいいのではないかというように思いました。

長くなりましたが、以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。了解です。

最後のⅢのところですよ。「子供を産み育てやすい社会と税制の在り方」のところで宮本委員からいろいろ御指摘いただきました。かなり根本的な御指摘でして、今、岸田政権の下での子育て支援政策の線に沿った議論だけでは、これを読む人の期待に応えられていけないのではないかと。そういう意味では、そもそも子育てに至り切れないような、どちらかといえば低所得者層の人たちが子育て困難を抱えているところに対する支援こそがどうあるべきかという点がむしろ課題ではないのかという点まで含めて、指摘するべきかどうかも含めてこの書きぶりを考えなければいけないというように思いました。既に子育てをしている世帯への支援だけでよいか。それは少子化対策になっていないのではないかと御指摘いただきました。ありがとうございます。

会長、何かこの点についてありますか。あるいは給付付き税額控除についてもう少し踏み込んで書くぐらいでないかと結論部に來るものの重みとしては少し足りないかもという御指摘もいただきました。

【池上会長】 先ほどから何人かの委員に御指摘いただいておりますように、このⅢを、ここに置いておくのか、それともⅠとⅡの間に置くのかということについて。ここは「直面する政策課題と税制」というのがタイトルだともう少し分かりやすいと思うのですが、そうだとすると、それを真ん中に置くことによって据わりがいいかどうかというのはちょっと置いてみなければ分からないところはあります。

ただし、一番最後に置いてありますので、ほかの分野に比べると分量的に相当大きなものになっています。であるがゆえに、きちんとした議論の結論をつけなければいけないということは御指摘いただいたとおりです。そうすると、現行の政府提案の問題点についても触れていますけれども、さらに踏み込んだ記

述が必要かということについて、どこまでできるのか分かりませんが、今、いただいた発言を含めて検討させていただきます。できれば何か前向きなことが言えればいいと思うのですが、確かに給付付き税額控除について、この都税調では委員の皆様から肯定的な意見が出されています。ということもありますので、どこまで踏み込めるのかという点も含めて書かせていただきたいと思います。ありがとうございます。

【諸富小委員長】 宮本委員、よろしいでしょうか。もし少し遅れて入ってこられたということで、何か追加で御意見、コメント等ございましたら今の機会に遠慮なく。

【宮本委員】 給付付き税額控除については、例えば2012年の三党合意なんかでも言われているのですが、実際に考えてみると、厚労省が所得保障政策を手放すことはあり得ませんし、財務省がそれを引き受けるということもなかなか難しいわけであって、やはり何か自治体でできるかどうかというところに一つ議論を持っていってもいいのかなというように思っています。

ちょっと漠然とした話ですけども、以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

ほかには、このパート、御意見ございますか。

小林委員、どうぞ。

【小林委員】 これを書けるかどうか、自分で疑問に思いながらあえて言ってみようかなと思ったのですが、今の宮本委員のブラックホール問題にちょっと触発されてなのですが、確かにずっとそれは言われている話で、東京都の出生率の低さというのは常に47都道府県の中では一番低いわけですよ。だからこそ東京都で独自の対策をやる意義というはあるわけで、それには独自のというか財源が必要なわけですね。という中で、今、東京都の戦略、政策に基づいて独自の児童手当みたいなを出していたりするではないですか。ああいうのを見ると、やはり東京都は金が余っているのではないのかなというふうな見られ方をするので、いやいや、そうなのかと。東京都だからこそやらなければいけないことがあって、そのための財源が必要なので、それを偏在是正で持っていかれては困るのだというような話をこの延長でもいいのか、いけないのか、そういうことも考えてもいいのかなとちょっと思ったので一応発言だけさせていただこうかなと思ってしました。

偏在是正の話は財政需要の話がやはり一つ大きな肝ではあるので、そのところで具体的な話をするより説得力も出てくるかなという気もするので、そういう意味で、以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

大体これで皆様、御意見いただきましたでしょうか。一応ここで全体、最後まで来たわけですが、ここは御指摘できなかったとか、ここは言っておくべきだったと言えなかったとか、ございませんでしょうか。大丈夫ですかね。

【小林委員】 すみません、1個、続けて。

【諸富小委員長】 どうぞ。

【小林委員】 先ほどちょっと言いそびれたところがあって、41ページなのですが、細かいところなのですが、今日追加されたことになるのかな。新築住宅と新築小規模建築物、これは普通に読んだらどうか、事情を知らない、私もちゃんと把握してないので、両方書く必要があるのだろうか。小規模建築物は新築住宅に含まれてよさそうな感じがするのですが、違う概念であるから並べているのだとすれば、それぞれどういう概念なのかということも脚注か何かに入れて説明でもしてもらおうと文章として違和感がなくなるかなという気がするのですが、含まれるのであれば1個でもいいのかな。新築住宅の中に小規模建築物も含まれるということであれば両方並べて書く必要はないわけですが、あえて

並べて書く必要があるのだとすれば違う概念なのだ。

【松崎税制調査課長】 新築小規模建築物の対象としては、例えば住まいではなくて倉庫とかオフィスとか、こちらの前段で書いてある住宅、住居としてではない部分も含めてということでございますので、分かりやすく注記を入れるか。小規模、小さいそういう倉庫であったりオフィスみたいな、そういうもの。

【小林委員】 そう読めば、普通に読んでも違う概念なのですね。では、説明は要らないかもしれないですね。すみません、分かりました。ありがとうございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、大体これで御意見いただけたかと思えます。本日、大変熱心な議論をいただきましてありがとうございました。

本日、報告（素案）に対して委員の皆様からいただきました御意見を踏まえまして、事務局とも相談しながら報告案文の作成を進めてまいります。

作成した案文は次回、第5回小委員会でお示ししますので、再度御意見をいただければというように思います。

最後に、事務局から事務連絡及び次回以降の日程等の説明をお願いいたします。

【松崎税制調査課長】 本日のまず議事録につきましては、報告の公表後、ホームページにて公表いたします。

次回の第5回小委員会は、10月6日金曜日午後3時半から、報告案について検討いただきます。

事務局から以上でございます。

【諸富小委員長】 次回の小委員会の運営ですが、報告内容を検討することから、今回と同様、非公開としたいと思いますが、異議はございませんでしょうか。

（首肯する委員あり）

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、そうさせていただきます、東京都税制調査会運営要領第2の4に基づいて、第5回小委員会も非公開と決定させていただきます。

それでは、本日の議題をこれで終了いたします。

本日はお忙しい中、御参集いただきましてありがとうございました。

これもちまして第4回小委員会を閉会とさせていただきます。お疲れさまでございました。

— 了 —